

東京都防災都市づくり推進計画検討委員会設置要綱

制定 平成 30 年 3 月 20 日 29 都市整防第 602 号

(設置及び目的)

第1条 東京都震災対策条例（平成 12 年東京都条例第 202 号）第 13 条第 1 項に規定する防災都市づくりに関する計画（以下「計画」という。）の検討するに当たり、学識経験者の専門的意見を反映させるため、防災都市づくり推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 計画に係る防災都市づくりの諸施策の検討・調査に関すること
- (2) 計画の策定に係る方針に関すること
- (3) その他必要と認める事項

(構成等)

第3条 委員会は、学識経験者である委員をもって構成する。

2 委員会には、委員長を置き、委員の互選により選出するものとする。

(会議)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議を主宰する。

- 2 会議及び議事録は、原則公開とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。
- 3 委員長は、必要がある時は、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 4 委員会の定足数は、委員総数の過半数とする。

(専門部会)

第5条 委員会に、第 2 条に掲げる事項について詳細に検討をするため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、学識経験者をもって構成する。
- 3 専門部会には、専門部会長を置き、専門委員の互選により選出するものとする。
- 4 専門部会は、専門部会長が招集する。
- 5 専門部会長は、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門部会に専門委員を置くことができる。
- 6 専門委員の任期は、専門事項の調査に必要な期間とする。
- 7 会議及び議事録は、原則公開とする。ただし、専門部会長が必要と認める場合は、非公開とすることができます。
- 8 専門部会長は、必要がある時は、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(調整会議)

第6条 各専門部会間において調整を要する事項その他必要な事項を検討するため調整会議を置くことができる。

- 2 調整会議は、委員長及び委員長が指名する者で構成する。
- 3 調整会議は、委員長が招集し、主宰する。

(庶務)

第7条 委員会の運営のための庶務は、都市整備局市街地整備部防災都市づくり課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月20日から施行する。